

平成 25 年 10 月 11 日

## 前払金、中間前払金及び部分払金の取り扱いについて

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることとなりました。

つきましては、平成 25 年 10 月 1 日以降に契約した案件のうち、施行日以降に引き渡す案件（消費税と地方消費税とを合わせた税率が 8%になるもの）について、平成 25 年度に支払いを行う前払金、中間前払金及び部分払金の取り扱いについては、次のとおりとしますのでご注意ください。

### 【 前払金、中間前払金及び部分払金の取り扱いについて 】

平成 25 年度における前払金、中間前払金及び部分払金には、消費税及び地方消費税の税率の改正による増加分を含まないものとします。

（例）平成 25 年度に平成 26 年度以降分の前払金を含めて一括支払いする案件の場合

落札金額：10,000,000 円

契約金額：10,000,000 円 × 1.08 = 10,800,000 円

平成 25 年度における前払金：10,000,000 円 × 1.05 × 40% = 4,200,000 円以内

（差額分については、平成 26 年度以降に支払うこととなります。）

契 約 検 査 課  
095-829-1276